

濁川中学校 いじめ防止基本方針

新潟市立濁川中学校

いじめ対策委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、すべての生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるように、全職員の共通理解のもと、いじめの兆候を把握していく。その際に、「いじめは決して許されないことであり、人として恥ずべき行為である。」という認識のもと、いじめ問題を直視し、「いじめをゆるさない風土づくり」を確立していく。また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行わない。

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」をもとに、文部科学省および新潟市の基本方針を受け、生徒の尊厳を保持する目的で、学校・保護者・地域、その他の関係者との連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

I いじめ防止に向けた基本方針

- (1) 教育活動全体を通して、濁川中学校生徒一人一人が、自分の夢や希望に向かって生き生きと生活できる学校づくりを行う。（全教育活動で自己実現を支援）
- (2) 教職員は、常に、生徒が分かる、できる授業の具現に資するような研修に努め、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、自信をもって自己実現を目指す生徒を育成する。（授業と研修）
- (3) 教職員は、常に、人権感覚を磨き、濁川中学校生徒一人一人の気持ちに寄り添い、信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の小さな困り感や心の変化を捉えて、いじめの早期発見に努める。（基本的人権、安全、安心の担保）
- (4) 道徳教育を中心とした教育活動の充実を図り、生徒にいじめを見逃さない態度、いじめを許さない心を育むように指導、支援を行い、いじめの未然防止に努める。（道徳教育）
- (5) いじめの未然防止のため、保護者、地域住民、関係機関と行動連携を図り、信頼関係を基盤に、適切な指導を繰り返し行っていく。（相互理解、信頼関係）

II いじめの定義と理解

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インター

ネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」より)

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
 - ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
 - ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
 - ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。
- 「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動に所属するなど、学校内において何らかの関係がある場合に加え、同じ塾やスポーツクラブ等に通っているなど、学校外において何らかの関係がある場合を指す。
- 「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。
- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該児童生徒の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。一見すると対等な関係の中で遊んでいるように見える場合や、主観的には些細な行為と判断されるような場合、また、行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努めることが必要である。
- 例えば、児童生徒が気になるあだ名で呼ばれていたり、プロレスごっこなどをして遊んだりふざけたりしているように見えながら、特定の児童生徒のみが技をかけられたりしているような状況、また、物真似などを自ら行っているように見えるものの、実はやらされているような状況は、当該児童生徒がいじめとは認めなくても、いじめではないかと疑う姿勢が求められる。仲間への「おごり」についても同様である。
- 「けんか」についてはいじめとして扱わないものの、表面上「けんか」のように捉えられるものであっても、関係の児童生徒が対等な関係ではない場合など、いじめとして捉えなければならないものがあることに注意が必要である。

2 いじめの理解

いじめは特定の児童生徒や特別な状況においてのみ起こるものではなく、どの児童生徒にも、どの学級・学校でも起こりうるものである。また、いじめの被害者・加害者については固定化されたものではなく、特に「暴力を伴わないいじめ」については、多くの児童生徒が、あるときは被害者になり、またあるときは加害者になるなど、入れ替わりながら被害も加害も経験する。

いじめが起こっているときには、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。

そこで、いじめの問題への対処や未然防止に努めるには、加害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことも必要である。

いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団全体に形成され、学校風土、ひいては社会全体としての風土となることが、いじめの未然防止につながるものである。

Ⅲ 重点事項

1 いじめの未然防止

（１）生徒自身がいじめ問題について深く考えて、行動する場を設定する。

- ① 生徒会が中心となって、生徒がいじめ問題を自分事として考えて行動する取組を行う。
いじめを見逃さない、いじめのない学校を目指す「いじめ見逃し０運動」等を実施する。
- ② 「いじめ見逃し０運動」を、PDCAにより運営する。

（２）いじめの疑いの認知時には、重大事態へつながることを想定し、危機感をもって対応する。

いじめの疑いの認知時には、すぐに、校内いじめ対応ミーティングを行い、正しい情報収集の方針と方法を決定し、組織的に情報を収集、精査し、適切な対応をとる。

（３）いじめ未然防止に向けた学習プログラムの実施

いじめ未然防止に向けた学習プログラムを使って、いじめに正面から向き合う学級活動と道徳の授業を実施し、いじめを自分自身のこととして多角的・多面的に考え、議論する授業を展開する。

（４）常に環境を整え、生徒の自己有用感と自己肯定感を高める働きかけを行う。

- ① 教職員の言動は、生徒にとって最大の教育的環境であることを忘れない。
乱暴な言動、あだ名で呼び合う環境などが、いじめの遠因となることを理解する。
- ② 教職員は、良き相談相手としての信頼関係を構築し、常に生徒を認めるかわりを行う。

生徒を認める、言葉ではめる行為は、生徒の自己有用感、自己肯定感を高める。

- ③ 多くの目で生徒観察を徹底して行い、小さな変化に対応した肯定的な声掛けを行う。

小さな変化は、平常の様子を観察があって初めて可能となることを理解する。

(5) 「考えて議論する道徳」を確実に実践する。

年間指導計画に基づく「道徳」の指導を、全校体制で計画的に実践し、互いの生命と人権を尊重する態度を育成する。

(6) 分かる授業、できる授業を具現する。

- ① 日々の授業改善を意識した取組を進め、教職員の資質、能力を高める。

ＯＪＴによる校内研修を中核として、小中連携事業や外部指導者の招聘、教育諸機関への研修参加など、他から学ぶ、他に学ぶなど、校外の教育資産を最大限に活用する。

- ② 学びのユニバーサル・デザイン（ＵＤ）を推進する。

どの生徒も分かる、できる、困らない（居場所がある）授業を実践し、一人一人の教育ニーズに対応する。

- ③ 自己決定を大切にし、協働により「学習課題を解決していく授業」を実践する。

対話的な授業を活性化し、主張したり仲間の意見を聞いたりする中で、交流し検討しながら練り上げ、学び合う授業を実践する。

2 いじめの早期発見

「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という認識のもと、全ての職員が日常の生徒の小さな変化（表情や言動、記述されたもの等）を見逃さずに観察し、いじめや諸問題の早期発見と丁寧な初期対応に努める。

(1) 共有ファイルによる記録・観察

- ① 共有ファイルに、生徒の気になる変化や行動を記録する。
- ② 記録をもとに、いつでも情報を共有できる体制を、日頃から整えておく。

(2) 生活ノート（毎日）と、アンケートによる個のみとりと所属意識の把握

- ① 生活ノートの記述をもとに、生徒との信頼関係を築くとともに、気になる変化をみとる。
- ② 学校における適応感を多面的に把握するためのアンケートを実施し、学年・学級経営や個別指導に生かす。

(3) 生徒指導部会の実施（週1回）

- ① 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関を加えて実施する（運営委員会時に行う）。
- ② 共有ファイル（生徒指導記録）をもとに気になる生徒の情報共有を図るとともに、対応が必要な生徒の指導にあたっては、情報を共有し、組織的にかかわり合いながら問題の解決を図る。

(4) 「仲間とのかかわりアンケート」の実施（年5回）

生徒の心身の状態を定期的に把握し、生徒との信頼関係を築くとともに、小さな変化も見逃さず、問題解決に向けて適切に対応する。

(5) 教育相談（年3回）の実施とスクールカウンセラーの活用

生徒の悩みや人間関係を把握し、問題解決に向けて適切に対応する。

(6) 濁川中学校区いじめ防止連絡協議会（学校運営協議会内）の開催

中学校区いじめ防止連絡協議会を開催し、児童、生徒の様子を小学校や地域と情報共有し、気になる児童生徒の情報を共有し、対応について協力体制を構築する。いじめの未然防止と早期発見、丁寧な初期対応につなげていく。

3 いじめへの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為が発見された場合、詳細な事実確認に基づき、校内いじめ対応ミーティングを開催し、適切かつ早期の問題解決を図る。

(1) 対応の手順

- ① いじめもしくは疑いを認知した教職員は、直ちに生徒指導主事と管理職に伝える。
- ② 校長は、校内いじめ対応ミーティングを招集し、速やかに情報収集等の方針等を決定する。
- ③ 教職員は、当事者および周りの生徒から詳細を聞き取り、いじめの実態を把握する。
- ④ 校長は、いじめ対策委員会を招集し、いじめの実態に基づき、指導方針と指導体制を決定し、即座に対応する。対応に迷う時は教育委員会へ連絡、相談し、指示のもとで対応する。
- ⑤ 保護者と協力・連携を図りながら、当該生徒（被害生徒・加害生徒）への指導・支援を行う。
- ⑥ 指導後も安易に解消したと判断せずに、生徒、保護者と連携して、継続的な観察と支援を行う。心のケア等が必要と判断される場合には、保護者と相談の上、スクールカウンセラー等の活用を考えていく。

(2) ネット上のいじめへの未然防止と対応

- ① インターネットの正しい使い方や危険性といった情報モラルの指導や啓発を生徒・保護者・職員を対象に行う。
- ② ネット上のいじめは見えにくい性質があることから、警察等の外部関係機関との連携を図りながら問題解決を図る。

4 重大事態発生時の対応の流れ

別紙「重大事態発生時の対応の流れ」による。

IV 校内組織

1 校内いじめ対応ミーティング

- (1) いじめやいじめの疑いがあるような情報がもたらされた場合、校内いじめ対応ミーティングを開催し、早急に情報共有と共通理解を図り、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- (2) 問題解決を図るため、方針や方法などを協議し、生徒等への指導を行う。
- (3) 校長、教頭、生徒指導主事、関係する学年主任・学年部職員で協議する。

2 いじめ対策委員会（生徒指導部会）

- (1) いじめ対策委員会（生徒指導部会）は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関を加えて組織する。
- (2) 運営委員会内（週に1回）で、生徒の情報共有を図るとともに、対応が必要と思われる生徒への対応方針と方法を協議し、組織的に問題解決を図る。
- (3) 未然防止の観点から、いじめ防止対策を決定し、生徒の実態に合わせて、いくつかを組み合わせ実施し実効性を高める。

<取組例>

全校朝会、学年朝会（講話）、いじめ見逃し0運動（生徒会主催）、生徒会活動（相談窓口の設置、相談ポスト、防止ポスター、生徒朝会のいじめ防止ロールプレイ等）、道徳・学活（いじめ未然防止に向けた教育プログラム）、特別活動（自律性と社会性の伸長をめざす特別活動の実施）、授業（分かるできる授業、自己有用感、自己肯定感、平等、基本的人権）

3 濁川中学校区いじめ防止連絡協議会（学校運営協議会内）

- (1) 学校、保護者、地域の代表等が連携して、児童、生徒の実態といじめ防止への取組について情報交換を行い、地域全体で児童、生徒をいじめから守る取組の充実を図る。
- (2) 協議会では、児童生徒の様子を小学校・中学校・地域で共有するとともに、地域での見守り体制、協力体制を点検する。

V 評価

7月と12月に行われる学校評価の機会を使って、いじめ防止の取組に係るアンケートを実施し、その結果をいじめ対策委員会等で評価し、内容や方法の見直しを図る。

平成27年3月4日 策定

平成29年2月1日 改訂

令和4年10月3日 改訂

令和7年4月1日 改訂